

上尾市児童館こどもの城 清掃及び有人警備業務

清掃業務は、日常及び定期的に立体的な清掃を実施することにより、当該施設の保全と美観を維持することを目的とする。有人警備業務は、施設の保安警備及び受付業務を行うことを目的とする。

【1. 清掃業務】

(1) 日常清掃

区分		作業内容
全体共通	床面	1. 真空掃除機又は吸塵モップによる塵芥、土砂等の除去 2. 掃き掃除、拭き掃除又は洗浄による汚れの除去
	壁面・扉・戸	人が直接接触するところを中心に、拭き掃除による汚れの除去
	ガラス面・鏡面	乾拭き、磨き込みによる汚れの除去
	くずかご	分別し所定の場所に集積する
	金属部分	常に光沢を保つよう磨き上げる
会議室	机・イス	整頓及び拭き掃除により埃等の除去
出入口	足拭きマット	塵芥・土砂等の除去
	傘立て	拭き掃除等による水・泥等の除去
	下足入れ	塵芥・土砂等の除去
トイレ	便器	水洗い・拭き取りによる汚れの除去、汚物の処理
	汚物入れ	汚物の処理、汚れの除去
	床・壁	拭き掃除、掃き掃除又は洗浄による汚れの除去
	洗面台・ブース	拭き掃除による汚れの除去
	その他	トイレットペーパー・石鹼液の補充
湯沸室	湯沸し・流し台	ごみの除去・水洗い・拭き取りによる汚れの除去
建物外	敷地内・外周道路	掃き掃除等による汚れの除去、除草
その他	自動販売機	拭き取りによる汚れの除去
	ゴミ置場	分別、清掃
	外門・駐車場	外門及びこどもの城公園駐車場車止めポールの開錠

※1：汚れ具合等の状況に応じて適宜行うものとする。

※2：清掃によりでたゴミは種別に分別し、指定場所に集積すること。

※3：業務従事者は、勤務時間中は常駐とする。

※4：飲食する場所については、特に留意のうえ対応すること。

(2) 定期清掃

日常清掃を行いながらも手の届かない場所、あるいは、汚染度の高い部分を定期的に清掃回数を定めて実施する。

区分		作業内容	回数
床面	ビニル床シート	ポリシャー又は手作業による床面清掃、ワックス塗布、研磨、つやだし（ワックス塗布には、皮膜補修、剥離作業含む）	3回
	体育遊戯室複合フローリング	体育遊戸室複合フローリングについては、体育館専用ワックスとする	
	磁器タイル	木ごてにより付着物・埃等を除去し、水で洗浄した後、汚水を回収し、モップ等で拭上げ乾燥	3回
	タイルカーペット	①真空掃除機によるゴミ、砂等の除去 ②洗剤、薬品による染み抜き ③ポリシャー又は手作業による洗浄	12回
屋上清掃（樋廻りを含む）		掃き掃除によるゴミ、砂等の汚れの除去、排水溝の土や草等の除去	1回
換気口、給水、排水設備		換気口の清掃、砂等の汚れの除去、排水溝の土や草等の除去	1回
害虫駆除（ねずみ、ゴキブリ、ダニ、ハエ等の衛生害虫）		対象及び材質に応じ適切な殺虫剤、消毒薬等の薬剤薬品を使用し駆除する	2回

(3) 特別清掃

施設に設置されている機器や器具の良好な性能を保ち、効果を低下させないため、定期的に清掃回数を定めて実施する。

区分	作業内容	回数
照明器具	照明灯及び器具の脱着、汚れのふき取り	1回
ガラス清掃	①ガラス面を洗剤にて洗浄 ②スクレイパ、スクリジにより、汚れ、付着物の除去	2回
太陽光パネル清掃	水洗浄による、チリ、ほこりの除去及び拭取り	2回

※ 1 : ガラス面の清掃は、両面とする。

【2. 有人警備業務】

(1) 業務内容

- ① 午後6時以降午後10時までの利用者の対応に関すること。
- ② 館内出入者の対応と監視に関すること。
- ③ 閉館時には、館内外を巡回し、安全の最終確認を行なうこと。
- ④ 火災、その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な処置を講ずるとともに館長及び関係者に通報する。
- ⑤ 火災の予防（タバコ等の点検）及び火災の早期発見に努める。万一火災が発生したときは、通報、初期消火及び火災現場への消防関係者の誘導を行う。
- ⑥ 盗難の予防、事故発生現場の保存、関係職員の退庁後における各事務室各門などの施錠及び確認、潜伏者、徘徊者、その他挙動不審者の発見及び排除並びに不法侵入者及び不法行為の阻止及び措置を行う。
- ⑦ 警備業務時間中の一切の電話及び来館者の応対を行う。
- ⑧ 最終退館者として、機械警備へ円滑に移行させること。
- ⑨ 閉館時は、子どもの城公園駐車場車止めポールの施錠も行うこと。

(2) 業務時間

休館日を除く毎日午後6時から閉館までの時間

(3) 警備員

業務遂行に適した者を常時1名配置すること。